

入札説明書

1 競争入札に付する事項

(1) 案件及び数量

岡山市廃棄物発電電力活用事業

市有施設 7 3 施設で使用する電気 予定使用電力量 2 年分 5 1, 7 3 3, 4 0 9 kWh

市有施設 3 施設から売却する電気 予定売却電力量 2 年分 3 8, 9 8 0, 7 1 7 kWh

(詳細は岡山市廃棄物発電電力活用事業仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり)

(2) 電力使用及び電力売却場所

岡山市内各施設所在地及び本市の指定する場所

(3) 使用及び売却期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日

(4) 支払条件

毎月払い

(5) 入札案件概要

ごみ焼却施設発電電力を活用した電力供給及び地産電力購入業務一式

(詳細は仕様書のとおり)

(6) 入札保証金

①入札保証金の額は、電力需給業務及び地産電力購入それぞれで見積もった予定総額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を含めた額。)の和の 1 0 0 分の 5 以上の額とする。

②以下のア、イいずれかの場合は、入札保証金を免除する。

ア この入札に参加しようとする者が、岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)若しくは岡山市特定調達契約に係る有資格者名簿(以下「特定調達名簿」という。)に登載されており、開札日の前日から過去 3 年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

イ 入札保証保険契約を締結したとき

③入札参加者は、入札保証金に代わる担保として、銀行又は市長が確実と認める金融機関(以下「金融機関等」という。)の保証を提供することができる。

④入札保証金の納入は、この契約に関する事務を担当する主管課(以下「主管課」という。)で発行する納入通知書で納付し、開札日の前日午後 3 時までに領収書を主管課へ提出すること。(入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日午後 3 時までに金融機関等の保証を主管課へ提出すること。入札保証保険契約を締結した場合も同様とする。)

(7) 契約保証金

電力需給契約及び電力売却契約における各契約単価額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)及び各総予定電力量を基に、各料金算定の計算方法により算出した総額の和の 1 0 0 分の 1 0 以上の額

(8) その他

(1)に記載の予定電力量は、令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの使用実績に基づき、将来的な計画を考慮している。また、天候や施設運営状況等により変動する。なお、令和 8 年 11

月 24 日全面開庁予定の新庁舎及び令和 9 年 4 月 1 日試運転開始予定の可燃ごみ広域処理施設（仮称）については、稼働実績がないことから電力量が大きく変動する可能性がある。また、令和 9 年 9 月基幹改良工事着手予定の当新田環境センターについても、状況等により電力量が変動する可能性がある。

2 入札書及び入札内訳書（以下「入札書等」という。）の作成方法に関する事項

- (1) 入札書等は本市指定の様式によること。ただし、本市指定の様式によって積算の内容を明確に示すことができない場合には、任意様式に積算の内訳を記載して、入札書とともに提出すること。（任意様式は、入札内訳書各項目に準ずること。）
- (2) 入札金額の算定は、入札内訳書を用いて算定し、マイナスになる場合は金額の頭書に△を記載すること。なお、入札内訳書では、岡山市 7 3 施設の予定電気使用料から岡山市 3 施設から生ずる余剰電力の予定購入金額を差し引いた金額を算定するように設定している。
- (3) 入札書には、入札内訳書の入札書記載金額の欄の額を記載すること。
- (4) 入札書に金額を記載する際は、入札内訳書に記載した金額と齟齬のないよう注意すること。なお、入札金額に「燃料費等調整額」、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」は含めないものとする。
- (5) 従量料金単価、電力量料金単価には、1 円未満の端数（小数点以下第 2 位まで）を含めることができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計額（月額）に円位未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
- (6) 本事業の目的の一つである電力料金低減の趣旨に鑑み、入札内訳書（電力需給業務内訳書）（様式 1－3）に記載する単価は、本市を管轄する旧一般電気事業者（小売部門）が令和 8 年 11 月 1 日付けで実施予定の料金単価を上回らないよう設定すること。また、入札内訳書（余剰電力購入内訳書）（様式 1－3）に記載する単価は、本市を管轄する旧一般電気事業者（小売部門）が適用する卒 F I T 電源である太陽光発電の買取単価を下回らないよう設定すること。

3 入札書等の提出に関する事項

- (1) 入札書等の郵送については、主管課において交付された入札書郵送用指定封筒を用いること。郵送により指定封筒の取り寄せを希望する場合は、送付希望先を記入した返信用封筒に必要な切手を貼り主管課まで送付すること。
- (2) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった予定総額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額（以下「入札金額」という。）を入札書に記入すること。この場合において落札金額は、入札金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。なお、くじ用数字欄には任意の 3 桁の数字を記載すること。
- (3) 入札書等に必要事項を記入し、記名押印（押印は、あらかじめ本市に届け出た印判に限る。）したものを指定封筒に封入し、指定する郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便により郵送すること。
- (4) 郵送した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (5) 特に必要があると認める場合を除き、入札書等郵送後の入札辞退は認めない。

4 入札方法等に関する事項

- (1) 岡山市物品購入等郵便入札実施要綱（以下「物品郵便入札実施要綱」という。）に規定する郵

便入札以外は認めない。

- (2) 入札回数は1回とする。
- (3) 入札の開札は、公告に定めた開札日時及び場所において、入札参加者のうち立会を希望する者1人以上を立ち会わせて執行するものとする。この場合において、立会希望者が多数のときは先着順で5人を立ち会わせるものとし、立会希望者がいないときは当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせるものとする。
- (4) 開札の立会人は、入札参加者の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。）とする。
- (5) 開札前に入札参加者がいないときは、入札は中止するものとする。
- (6) 開札の結果、入札参加者の入札が、下記7の参加資格の確認を行うまでもなく、下記5（1）～（14）のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (7) 上記（6）により無効となった入札書を除いた入札書を提出した入札参加者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (8) 無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した入札参加者がいない場合は、入札を不調とするものとする。
- (9) 上記（8）により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を提出した者のうち最低価格の入札書を提出したもの（以下「最低価格入札者」という。）を参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行う対象者（以下「確認対象者」という。）とする。
- (10) 上記（9）に基づき確認対象者を決定する場合において、最低価格入札者が2人以上あるときは、くじにより順位を決定するものとする。
- (11) くじの方法は、次のとおりとする。
 - ①同価格で入札した者ごとに抽選器で1回抽選し、出た数の大きい順に0から番号を付す。抽選は入札執行者が行うものとし、抽選する順番は指定業者名簿の50音順とする。この場合において、一度抽選された玉は抽選器には戻さない。
 - ②同価格の入札書に記載されているくじ用数字の合計を同価格で入札した者の数で除した余りの数と前号の規定により付された番号が一致した者を確認対象者とし、他の者は前号の規定により付された番号の昇順に順位を付すものとする。この場合において、入札書にくじ用数字が記載されていないときは、当該数字を0とみなす。
- (12) 談合通報に基づき調査を実施する場合及び談合の疑いが認められる場合は、入札を中止し、延期し、又は落札決定を保留することがある。
- (13) 岡山市は入札中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。
- (14) 入札に際して、岡山市契約規則（以下「契約規則」という。）の規定を遵守すること。

5 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (5) 入札内訳書と入札書の金額が一致していない場合又は入札内訳書の積算に誤りがあるなど

入札金額の積算が明らかでない入札

- (6) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (7) 一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を提出した入札
- (8) 指定封筒以外の封筒で入札書を郵送した入札
- (9) 入札書が到着期限までに到着していない入札
- (10) 指定封筒記載の対象案件名又は差出人名と同封された入札書の対象案件名又は入札者が相違する入札
- (11) 指定封筒に対象案件名又は差出人名が記載されていない入札
- (12) 1通の指定封筒に複数の入札書を封入して郵送した入札
- (13) 明らかに不正によると認められる入札
- (14) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札

6 入札の失格に関する事項

下記7に規定する参加資格の確認等において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 市長が指定する期限までに確認申請書等を提出しない者
- (3) 市長が指定する方法以外の方法で確認申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、本市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該開札前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

7 参加資格の確認に関する事項

- (1) 市長は、確認対象者から確認申請書等が提出されたときは、公告に定める開札日時を基準として、確認申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。
- (2) 市長は、上記（1）により参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第2順位の入札書を提出した者（以下「第2順位者」という。）から確認申請書等の提出を求めた上で、参加資格の確認を行うものとする。
- (3) 市長は、上記（2）により参加資格の確認を行った結果、第2順位者の参加資格がないと認めたときは、第3順位の入札書を提出した者以降について、順次確認申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。
- (4) 上記（2）又は（3）により参加資格の確認を行う場合は、上記（1）を準用する。（この場合の確認申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の2日後（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く。）の午後5時15分までとする。）
- (5) 市長は、参加資格の確認を行った結果、参加資格を有する者がなくなった場合は、入札を不調とするものとする。
- (6) 市長は、参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (7) 市長は、上記（1）～（6）にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し確認申請書等の提出を求めることができる。

8 落札者の決定に関する事項

市長は、上記7（1）～（7）の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者を落札者として決定するものとする。

9 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

（1）市長は、落札者を決定した場合は、確認申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由もあわせて通知するものとする。

（2）参加資格の確認後、落札者が確認申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

10 契約保証金について

（1）契約保証金は、電力需給契約及び電力売却契約における各契約単価額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）及び各総予定電力量を基に、各料金算定の計算方法により算出した総額の和の100分の10以上の額とする。

（2）契約保証金の保証の方法は次の①～③のいずれかによること。提出書類は契約書の作成期日の午後3時まで提出すること。

保 証 の 方 法	提出していただく書類
①契約保証金の納付（納付書は担当課で作成。必ずあらかじめ担当課に連絡すること）	契約保証金に係る領収書及びその表裏の写し
②債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証	当該保証に係る保証書
③債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（定額てん補特約方式に限る。）の締結	当該履行保証保険に係る証券

11 契約書の作成に関する事項

（1）契約に当たっては、入札内訳書に記載された基本料金単価、電力量料金単価（またはその算定方法及び条件等）をもって契約単価とし、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件により支払うものとする。

（2）落札者は、契約の条文の詳細が決定した日から7日以内の日（最終日が、岡山市の休日を定める条例に規定する休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い日）に契約書を取り交わすものとする。

（3）契約書は2通作成し、本市及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

（4）本契約は、本市が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。

12 その他

（1）一方の会社の代表者が、他方の会社の代表者を現に兼ねている場合は、兼ねている会社のうち1社のみが参加できる。

（2）この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、入札者及び各入札者の入札金額並びに一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由について、岡山市ウェブページ

において閲覧に供する。

- (3) この入札におけるその他の契約条項については、岡山市ウェブページに掲載する。
- (4) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、契約規則及び物品郵便入札実施要綱に定めるところによる。
- (5) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) 電力需給契約については、地方自治法第 234 条の 3 に該当する長期継続契約案件である。
- (7) 主管課の名称及び所在地等

岡山市環境局環境部ゼロカーボン推進課

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

電話 0 8 6 - 8 0 3 - 1 2 8 2

ウェブページアドレス (<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-4-0-0-0-0-0-0.html>)